

答 申 書
(答申第15号)
平成18年3月2日

1 審査会の結論

平成〇年〇月〇日、〇〇市内で放火をし、児童相談所に入所している(いた)児童2名についての、家庭裁判所審判の有無、審判番号、非行事実、保護者らの連絡先を記した文書について、その存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、平成〇年〇月〇日、〇〇市内で放火をし、児童相談所に入所している(いた)児童2名についての、家庭裁判所審判の有無、審判番号、非行事実、保護者らの連絡先を記した文書(以下「本件請求公文書」という。)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件請求公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の名誉が侵害されるとして、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第12条に規定する存否を明らかにしない決定処分(以下「本件処分」という。)をしたが、異議申立人は本件処分の取消しを求めていることから、当該処分の妥当性について判断することとする。

(3) 条例第12条の該当性について

ア 条例第12条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

本条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限り行うものとされ、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないよう、厳格に運用されることが求められるものである。

イ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件請求公文書に該当し得る文書が存在しているかどうかを答えた場合にどのような情報を明らかにすることになるのかを判断し、存否応答拒否をすることの可否を検討することとする。

ウ 本件請求公文書は、もし仮に存在するとすれば、児童相談所で作成される「児童票」が考えられる。

児童相談所は、児童の福祉増進のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づいて都道府県等に設置される機関であり、児童の生活全般に関して保護者や学校からの相談に応じ、児童や家庭について調査や判定を行なって、必要な指導や措置をとるものである。

児童相談所では、相談者に係る記録を「児童票」として保管しているが、「児童票」には、保護者の氏名、住所、家族構成、相談経過、面接記録、生活状況、心理

判定結果、総合判断など、保護者及び児童に係る個人情報的一切が記録されている。

「児童票」は、児童に関する相談事項が発生したときに児童相談所の担当職員により作成されるものであり、個人名を指定して当該文書が存在しているかどうかを答えることは、特定の個人に関する相談事項が発生し、児童相談所で特定の個人に関する調査や判定を行い、必要な指導や措置をとったという事実の有無を答えることと同様の結果が生ずるものと認められる。

エ 条例第12条の「開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合」とは、例えば、特定の個人に係る特定の疾病に関する公文書の開示請求のように、該当公文書の存在を認めて非開示決定をすることによって、当該個人が特定の疾病に罹患していることが明らかになる場合など、公文書の存在を認めただけで通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報として保護される利益が侵害されるような場合を含むものと解される。

本件開示請求は、放火を行い、児童相談所に入所している（いた）特定の個人に関する文書の開示を求めるものであり、仮に本件請求公文書の存在を認めて非開示決定をした場合、特定の個人が放火を行い、児童相談所に入所している（いた）ことが明らかとなる。

放火を行い、児童相談所に入所している（いた）という事実は、社会通念上、他人に知られたいと認められる情報であり、当該事実を他人に知られた場合には、児童相談所に入所している（いた）本人の社会的評価を損なうことも考えられることから、本件請求公文書が存在しているかどうか答えるだけで、特定の個人の名誉が侵害されると認められる。

したがって、本件処分は、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、当該児童は、放火の被害者に対し、多額の金銭的損害を与えており、当該児童の保護者の監督義務違反は明らかであり、かかる多大な損害を与えておきながら、当該保護者が何らの責任をも負担しない状況が妥当であるとは考えられないと主張する。

また、加害者のプライバシー保護を目的として存否を明らかにしない決定がなされたものであるところ、加害者が一方的に保護されることが社会的に妥当であるとは考えられず、開示の有無を判断する際には、開示請求に至る背景事由も当然にしんしゃくされてしかるべきであると主張する。

イ しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者が誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。

したがって、異議申立人のこれらの主張は、理由がないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年11月22日	○ 諮問書の受理（諮問番号12） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書の存否を明らかにしない決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書）の提出
平成17年12月9日 （第6回審査会）	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成18年1月23日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年2月20日 （第二部会）	○ 審議
平成18年2月27日 （第8回審査会）	○ 答申案審議
平成18年3月2日	○ 答申